

宮古島々民の上納船歸帆の途中台灣に漂着 福州へ護送せられ 送還・歸島に至るまでの清國との折衝・経過の記録（魏姓家譜よりの抜粋）

解 読 奥 平 繁 夫

本史料は、東京 新宿で耳鼻咽喉科の医院を開業しておられる奥平繁夫医師が翻刻、読み下したものである。那覇・久米村系「魏姓家譜」収録の宮古関係記事の抄出で、宮古の上国船が那覇からの帰途、暴風にあつて乾隆十一（一七四六）年内寅一月五日台灣に漂着、同年三月十四日福州に送られ、琉球への送還に至る経緯を記している。

漂着した上国船の一行は、麻古山（宮古）の多良間首里大屋子、洲鎌目差、水梢（船子）ら四十人。福州での琉球国使節の宿泊施設である「柔遠駅」（のちに「琉球館」とも呼ばれる）に滞在する琉球国役人と清国役人との間に、一行の送還方法等をめぐつての交渉内容がこまかく記されている。清国側は船を修理して早く帰そうとの対し、琉球国側は将来同様事例がおきたときの前例にされることはよくないと、互いに抱強く再三再四交渉を重ねている。

「宮古島在番記」には宮古に寄港あるいは近海で遭難した船舶はおよそ百余件明記されているが、この件に該当する事例は記されておらず、「在番記」の記録は必ずしもすべてではないらしいことを示している。また管見の限りでは、現存の宮古関係「家譜」等にも見あたらない。そのため一行の宰領とみなされる多良間首里大屋子や洲鎌目差らの人物も特定できない。

史料の翻刻に当たった奥平医師は一九二二（大正十）年七月、平良市下里生まれ。県立宮古中学を一九三九（昭和十四）年三月卒業し、一九四五年、台北帝大医学専門部を卒業している。宮古中学は七期卒。在学中は与儀達敏に現代文から古文まで学び、のちに『無季句の旗手』とし

て知られる鹿児島出身の篠原鳳作に英作文や図画を学んでいた（「師の思い出」）。同期には友利正雄、源河朝明両医師、のちに「人頭税」研究に尽力した山内玄三郎、宮国泰良、富永裕夫、北村伸治、兼島方信、西原一雄、佐久田潤、伊倉堂弘ら著名人が多い。

医専を出て宮古に帰り、平良のまちで愛生医院を開業、一時伊良部村医もつとめていた。一九四九年一月には、亀川惠信医博を会長とする宮古医学会で、「ワゴソニーについて」を報告、一九五〇年十月には、「宮古医学会誌」第一巻に「迷走神經緊張症について」を発表している。その後、上京して慈恵医大に学び、耳鼻咽喉科の学位を得て、一九五六年、東京・新宿で開業、現在に至っている。

六十代になつてから診療の傍ら、その出自を示す真世氏本家に伝わる古文書を解説したく、朝日カルチャーセンターの古文書講座に通い、日本大学の村井益男教授に古文書学を学ぶ。その成果は、一九八七年八月「沖縄・宮古島の或旧家に残された古文書の解説とその考察」となつて刊行されている。その後も宮古史への関心は深く、関係史料の涉獵はもどり、宮古郷土史研究会「会報」等に、宮古旧記類に頻出する「鯖と鱗」の語意の考察や方言、古語、地名等に関する論考を発表している。

なお真世氏は狩俣でおこつた系持である。一世は与那覇船筑から根間与人になつた平道で、古文書や古刀を伝え、また、名乗頭字に「平」を持つせいか、狩俣では南走平家の流れをくむ家筋との伝承がある（前掲書）。現当主は十二世伊良部平勇氏。奥平繁夫氏は六世平礼から平良に移つた支流の系統で、同じく十二世である。

*解送：朝廷又は官府
に上申すること

乾隆十一年丙寅三月十四日從閩縣官招即

同阿口通事馮西熊進到彼衙門縣官曰麻

姑山多良間首里大屋子同洲鎌目差水梢

共四十人駕海船壹隻正月初五日飄到台

灣府今從彼處解送到此汝須查實符領去

在館養保我跪稱謝竟領飄民即過海防

衙門申報彼多良間等漂流之事共回到館

驛翌日進到

督撫兩院及諸衙門叩謝難夷多良間蒙恩

事謝畢歸館時從台灣府護送飄民巡檢官

等遣阿口通事說報我等為飄民遠踐江山

之險苦勞最甚*蛋具賞銀貳百柒拾兩可送

是先例之所照也我對曰奉使抵閩年經四

年由是銀糧已缺況貢船無來往之便唯今

錢糧借於人漸以為用而已奉贈貳百柒兩

銀數誠不可隋通事等聽言回去望朝巡檢

官同阿口通事等到館謂予曰舊年准作飄

到台地八重山島石垣等賞銀可給何如予

亦曰舊年石垣等飄到台灣時琉球進貢船

隻已為往來弗絕禮銀猶易施今我獨在閩

斷貢船來往者且有歲矣有何餘銀念公等

自遠護送到此恩義誠以不可忘然而以小

國之分推之不過捌拾兩公等如何巡檢官

聽言初允諾即將捌拾兩奉贈為禮銀之具

減石垣等賞銀者貳拾肆兩伍錢也且分賞

乾隆十一年丙寅三月十四日閩之

縣官之

招即

阿口通事

馮西熊同之彼衙門進到

麻古山多良間

首里大屋子同洲鎌目差水梢共四十人海船壹隻

駕之正月初五日飄到台灣府今從彼處解送人此到

汝須查實符領去在館養保我跪稱謝竟領飄民即過海防

衙門申報彼多良間等漂流之事共回到館

驛翌日進到

督撫兩院及諸衙門進到難夷多良間蒙恩

事謝畢歸館時從台灣府從之飄民護送巡檢官等

阿口通事遣之說報是為飄民遠江山之險

勞最甚*蛋具賞銀貳百柒拾兩可送

是先例之所照也我對曰奉使抵閩年經四

年由是銀糧已缺況貢船無來往之便唯今

錢糧借於人漸以為用而已奉贈貳百柒兩

銀數誠不可隋通事等聽言回去望朝巡檢

官同阿口通事等到館謂予曰舊年准作飄

到台地八重山島石垣等賞銀可給何如予

亦曰舊年石垣等飄到台灣時琉球進貢船

隻已為往來弗絕禮銀猶易施今我獨在閩

斷貢船來往者且有歲矣有何餘銀念公等

自遠護送到此恩義誠以不可忘然而以小

國之分推之不過捌拾兩公等如何巡檢官

聽言初允諾即將捌拾兩奉贈為禮銀之具

減石垣等賞銀者貳拾肆兩伍錢也且分賞

之次第巡檢官貳拾兩千總拾兩把總拾兩

官府一員及兵役七人貳拾肆兩又夫役拾

陸名壹拾陸兩

同年三月二十五日竊聞世上所話令修葺

船隻遣文武官送還難夷多良間等我即刻

招衙門知事人問之答曰飄民多良間等未

到福州府內送還商議既定次日阿口通事

三人及布政司衙門海防衙門掌案到館謂

予曰本州諸官商議已決惟在麻姑山飄民

四十人若待貢船來閩年月已久不忍其憂

苦今為修船隻遣文武官員使送還本國此

旨母疑予曰老爺商議誠有禮有情雖然難

夷多良間等卑國外島小民而文武官員是

天朝臣也為小民若煩勞天朝貴臣不禮也

是不要送還阿口通事三人併掌案等謂我

曰然則具掛號銀特為訟訴恐當有止其事

之理予曰進貢船未來閩地今有何銀數出

之通事皆曰然捐貳千八百兩為訟如何予

曰即今使掛號銀于壹兩難為遂散席各回

去我亦反覆思之茲番修葺船隻若使送還

催阿口通事三人堅為難呈告訟之評議評

議已究次日持呈文稿到馮爺宅托之如舊

商議歸館未數日阿口通事三人同海防衙

を聽き、初めて允諾す。即ち、將に捌拾兩を奉贈して禮銀之具と為さんとす。石垣等の賞銀に減すること貳拾肆兩五錢也。且、分

賞之次第は、巡檢官貳拾兩、千總拾兩、把總拾兩、官府一員及兵

役七人貳拾肆兩又夫役拾陸名壹拾陸兩。

同年三月二十五日竊に世上の所話を聞くに、船隻を修葺し、文

武官を遣して難夷多良間等を送還令めんとすと。我即刻、衙門知

事人を招きて之を問うに答えて曰く、飄民多良間等未だ福州府内

に到らざるに送還の商議既に定まれりと。阿口通事三人及布政司

衙門、海防衙門掌案、館に到り予に謂いて曰く、本州諸官商議已

に決す。惟うに在麻姑山飄民四十人若し貢船閩に来るを待たば、

年月已久しくして其憂苦を忍びず。今船隻を修し、文武官員を

遣して本国に送還使む、此旨疑う母れど。予曰く、老爺、商議誠

に禮有り、情有り、然りと雖も難夷多良間等は卑國外島の小民に

し而、文武官員は是天朝の臣也。小民の為若し天朝の貴臣を煩勞

せば禮ならざる也、是送還を要せずと。阿口通事三人併びに掌案

等、我に謂いて曰く、然ば即ち、掛號銀を具して特に訟訴を為さ

ば恐らく當に其事を止むる之理有らん。予曰く、進貢船未だ閩地

に來らず、今何ぞ銀數出する之有らんやと。通事皆曰く、然ど、貳

千八百兩を捐し、訟を為すは如何と。予曰く、即今、掛號銀を使

ずるは壹兩為し難しと。遂に席を散じて各回去す。我亦反覆して

之を思うに、茲番船隻を修葺して若し飄民を送還使しめば、則ち

後來に定まりて例を為し、後來例と為るは又是一國之大病也。

門掌案到館言曰前日所商議之事惜矣不達唯今承老爺令持告示一張來送你我閱之看視告示云

署理福州清軍海防駐劄南臺分府加二級紀錄三次鄭為票報事本年閏二月初

八日蒙布政使司高憲牌本年三月三十日奉

總督部堂馬批本司會詳琉球國飄

風難夷多良間親雲上等四十人安插柔

遠驛議給口糧併賞恤布棉各物件遣發

歸國及委員把守驛門各緣由奉批據詳

委令看守仍即移知城守營遴選妥確武

弁兵丁協全看守具報可也仍候撫部

院批示繳冊稟抄白存奉此本年閏三月

初二日奉巡撫部院周批本司會詳前

由奉批琉球貢船遲速尚未可定未便將

該夷等收養在驛以致守候無期仰即飭

福防廳確查內地商船有無深曉琉球洋

面可以受僱載送之處另行妥議具詳一

併請題餘俱如詳轉飭遵照辦理併飭委員小心

看守母任奸民進前騷擾滋事仍候

督部院批示繳數冊抄白照存奉此同日

又蒙糧驛道牌行全前由蒙此倘牌行分

府查明內地商船有無深曉琉球洋面可

* 批：さしつけ

* 安插：安全にとめおく

* 選選：えりすぐつて選ぶこと

* 全：同

* 冊：文書

* 抄白：を稟ける

* 書きうつす

* 収：収

* 飽：力をあわせる

* 別：別に同じ

* 處：處置の意か

正に奉呈して訟を為し、此事を止むるを乞うに如かずと。翌日

阿口通事三人を招催し、堅く齋呈為して訟の評議を告ぐ。評議已にして究る。次日、呈文の稿を持して憑爺宅に到り之を托し、舊

の如く商議して歸館す。未だ數日にならざるに、阿口通事三人海

防衛門掌案を同して館に到り言いて曰く、前日商議せし所の事、惜らくは達せざら矣。唯今、老爺令を承り告示一張を持し来る。你に送らんと。我之を閲し看視するに告示に云う。

署理福州清軍海防駐劄南臺分府加二級紀錄三次鄭票報を為す事、

本年閏初八日、布政使司高憲牌を蒙り、三月三十日、總督部堂

馬本司會詳の批を奉じて、琉球國の飄風難夷、多良間親雲上等四

十人を柔遠驛に安插し、口糧を給し、併せて布棉各物件を賞恤し、

歸國を遣發することを議し、及び委員は驛門を把守し、各緣由は

批を奉じ、詳に據し、看守を委令し、仍、即ちに知城守營に移し、

妥確たる武弁兵丁を選選し、協全して看守し具に報ず可也。仍、巡

撫部院の批示を候ちて冊を繳め、抄白を稟けて存す。此を奉じて、

本年閏二月初二日、巡撫部院周批を奉じ、本司會詳の前由の批

を奉ず。琉球貢船の遲速は尙未だ定むべからずして未だ便ぜず、

將に該夷を驛に在りて收養し以て致守し候つことは期無からんと

す。仰ぐに即ち、福防廳に飭して内地商船の有無を確査し、琉球

の洋面を深曉し、以て僱を受け、載送之處は另行して妥議し、詳に

具し一併に題を請う。

餘俱詳の如く轉飭し遵照辦理し、併せて委員を飭して小心に看守

以受僱餉送之處妥議詳覆以憑察核議
詳請

*着・著

*母・勿

*勾・句

*前往・往

*意・か

*柔遠驛・遠地のものを和

げなつけること

*柔遠驛・領事館の境な

*全・同
ものか

*該・その

題仍出示柔遠驛嚴禁奸民人等不許進前
驅擾勾通違禁貨物滋弊并着通事馮西
熊等前往常川稽查母達等因蒙合行出
示為此示仰該地居民人等知悉爾等務
宣恪遵 憲令母許在柔遠驛驅擾及勾
通該夷私買禁物如敢故違察出定行究
處遵之慎之特示

乾隆拾壹年閏參月十三日給

發柔遠驛張掛

奈何事如此獨仰天俯地謀無可施次日
書呈文全阿口通事等往海防衙門幸于
中途相遇我即跪幅前執呈文捧之時海
防停轎慨然曰預在台灣府各官為飄民
事于二月二十八日報稱福建省時該
督撫兩院相議修船送還事具

皇上奉

旨施行等因詳以在案我不可受此事遂投回
呈文入營去了由是我及通事等空盡悲
嘆而歸館惟如此者十餘會既歷一句又
調呈文同通事等過海防衙門窺請海防
亦不在營遂請催內司相公捧與告訟之

*過・訪れる

し、奸民に任して進前驅擾し事を滋す事母れ。仍、督部院の批示
を候ちて數冊の抄白を繳め照存す。此を奉じて同日又糧驛道牌行
全前由を蒙り此偽牌行分府を蒙りて、内地商船の有無を查明し、
琉球洋面を深曉し以て僱を受け、餉送之處は妥議詳覆し、以て察核
を憑す可し。議詳、題を請う。仍、柔遠驛に出示する」と嚴禁し、
奸民等の進前驅擾、違禁貨物を勾通して弊を滋すを許さず、並
びに通事馮西熊等を着して常川に前往して稽查し違うこと母れ等
の因、合行を豪りて出示し、此示仰ぎて該地居民人等に知悉為し
め、爾等憲令を務宣し恪遵して、柔遠驛に在りて驅擾し、及該夷
と勾通して禁物を私買することを許すこと母れ、如し敢えて故と
違わば、定らずや究處を行う。之を遵し、之慎め、特に示す。

乾隆拾壹年閏參月十三日給

發柔遠驛張掛

奈何、事此の如し。天を仰ぎ地に俯するも謀施す可き無し。次日
呈文を書し、阿口通事等を全して海防衙門に往く。幸于中途相遇
す。我即 輜前に跪き呈文を執りて之を捧ぐ。時に海防轎を停め、
慨然として曰く。預め台灣府に在る各官、飄民の事の為于二月二
十八日福建首に報稱せし時該 督撫兩院相議し、船を修して送還
する事具に 皇上に題し、旨を奉じて施行する等の因詳に案に在る
を以て、我此事を受く可からずと。遂に呈文を投回して營に入り
去り了。是に由り我及通事等空しく悲嘆を盡し而歸館す。惟うに
此の如き者十餘會、既に一句を歴たり、又呈文を調え通事等を同

呈文而回来未聞是非

其呈文

具呈琉球國存留通事魏獻芝率領麻姑

山飄風難夷多良間等共四十人叩首

*格外…なみはずれ
*俯鑒・俯瞰と同義か

見おろす

*格外…なみはずれ
*俯鑒・俯瞰と同義か

大老爺墓下為 憲恩格外施 恩懇天俯

鑒下情事切芝敝國屬島麻姑山人民因

運糧米往中山回空至洋中遇颶風至台

灣蒙台地 列憲送至省城沐 恩安插

三日蒙 館驛撫恤偖至遠人感德無涯此本月十

大老爺給發告示一道在案柔遠驛張掛芝

等跪讀

撫院大老爺 天批琉球 貢船遲速尚未

可定未便將該夷收養在驛以致守候無

期蒙送 墓下確查內地商船有無深曉

琉球洋面可以受僱餉送之處另行妥議

具詳一併請

題等因此誠

大老爺仰體

皇仁虜恤周詳難夷感激無地復蒙 憲票着

通事馮西熊等立即查明內地有無洋商

船隻深曉琉球洋面針路堪以護送難夷

回國嚴限稟覆皆是柔遠至意但芝飄風

多良間等亦不敢糜費

天朝廩餼切念國王恭順稟遵 貢典兩年一

貢不敢愆期此定例也芝想今年 貢期

して海防衙門を過れ海防に窺請するも亦營に在らず。遂に内司相公に請催して告訟之呈文を捧與し而回来するも未だ是非を聞かず、其呈文に云う。

具さに呈するは、琉球國の存留通事魏獻芝、麻姑山飄風難夷多良間等共に四十人を率領して叩首す。

*大老爺壹下は憲恩格外に為て、恩を施すは天に懇に 下情を俯鑒するは事切なり。芝の敝國の屬島麻姑山の人民、糧米を運びて中山に往き、回空に洋中に至り颶風に遇い台灣に至る。台地列憲、省城に送至するを蒙りて恩に沐して館驛に安插し、撫恤偖至、遠人、徳の涯なきを感じ。此本月十三日。

大老爺を蒙りて告示一道を給發したること案にあり、柔遠驛に張掛け。芝等跪て讀するに、撫院大老爺の天批は、琉球貢船の遲速は尚未だ定まる可からず。未だ便せず、將に該夷を收養、驛に在りて以て致守して候つは期無からんとす。蒙りて墓下に送り、内地商船の有無を確査し、琉球洋面を深曉して以て僱を受く可く、餉送之處は另に妥議を行ひ詳を具して一併に題を請う。等因に此誠に、大老爺皇仁の虜恤を周詳に仰體するに因る。難夷感激無地なり。復蒙りて憲票にて通事馮西熊等を着し、立既内地に洋商船隻の琉球洋面の針路に深曉し、以て難夷の護送に堪えて回国せしむるものゝ有無を查明し、稟覆を嚴限するは是皆柔遠の至意なり。但芝飄風多良間等亦敢えて朝の稟餼を糜費せざる。國王恭順にして貢典を稟遵するを切に念じ、両年に一貢を敢えて愆期せざるは

* 抵…抵至の意かいたること
* 間…多良間のことであろう

- * 編ち…小さくして
* 曾比…粗鄙の当字か
* 這…逃
* 水性…潮流等の様子のこと
* 差錯…まちがえること
* 僥虞…おそれ
* 悔…誤に同じか
* 殊…異の意か
* 疎虞…過失に陥ること
* 一共…皆ともに

今冬必有貢船貳隻抵省難夷間等可以

附搭回國芝未敢欺詭且芝國王進貢

天朝併無商船到國未聞有深識球洋之人伏

查雍正十年間芝國屬島大平山飄風難

夷石垣等四十八人借船彼時芝國王舅

向克濟等具呈派撥京回使者毛允仁王

舅通事鄭國觀隨帶接貢船內看針直

庫舵工亞班水手瀨名波新城等共壹拾

柒名併官伴柒名共計貳拾四員名在難

夷石垣等船上駕駛回國案據今麻姑山

飄風多良間等四十人是芝國外島子民

正識麻姑山往中山針路從未到省城未

知福州往中山針路此番細查併無深識

針路之人安敢冒昧浩動

天朝國帑復何敢妄煩

天朝人民且芝國褊小曾比

天朝高大禮有不周罪固難追況球洋水性閻

人尤多未諳用之差錯命更堪虞芝思難

夷多良間等蟻命雖死亦何足惜恐重負

憲恩萬一賠還船價芝更難任其咎若

撥聞人以護送識見各殊一悞誠恐再悞

倘聞人一并疎虞芝國王之心更覺不安

以芝未曾稟明必于重譴不已冒死合情

叩懇

大老爺仰體

此定例なり。芝想うに今年の貢期今冬必ずや貢船二隻省に抵する
有らんと。難夷間等以て附搭して回国すべし。芝未だ敢えて欺詭
せず、且芝國王は天朝に進貢す。併れども商船は國に到ること無
く、未だ球洋に深識有る之人を聞かず。伏して査するに雍正十年
間に芝國屬島大平山の飄風難夷石垣等四十八人が借船せし彼時、
芝國の王舅、向克濟等は、京に回使者を派撥するを具呈し、毛允
仁、王舅は通事鄭國觀を隨い、貢船内に針を看し、庫を直する能
工亞班水手の瀨名波、新城等共に壹拾柒名、併せて官柒名を伴い
て共に計貳拾四員名を帶接し、難夷石垣等は船上に在りて駕駛し、
回國の案に據す。今麻姑山の飄風多良間等四十人は是芝國外島の
子民にて麻姑山往中山の針路は正識す。従いて未だ省域に到らず、
未だ福州往中山の針路を知らず。此番細查すればども針路を深識す
るの人無し、安くんで敢えて冒昧の浩動をせんや。
天朝の國帑ら復何んぞ敢えて妄に天朝の人民を煩わさんや。
且芝國は褊小にして曾比、天朝は高大にして禮有り、周からざる
の罪追れ難し。況んや球洋の水性を閻人は尤多く未だ暗んぜず、
天朝の國帑ら復何んぞ敢えて妄に天朝の人民を煩わさんや。
芝更に其の咎を任じ難し。若し閻人を撥し以て
用之差錯、命更に堪虞す。芝想うに、難夷多良間等の蟻命は死す
と雖も亦何んぞ惜しむに足らん。恐る、憲恩を重く負いて萬一船
僵を賠還せんを。芝更に其の咎を任じ難し。若し閻人を撥し以て
護送せば、識見は各殊なれば一悞を誠に恐れ、再び悞ちんか、倘に
して閻人、一并して疎虞せん。芝國王の心は覺安からず、以て芝
未だ曾て稟明ならずして必らずや重譴を干し、冒死を已まざらん。

皇仁俯鑒下情懲賜轉詳 列憲大老爺益沐

深仁俾難夷多良間等四十人叩蒙

天朝福庇始終全息得以生全故土不特多良

間等四十人擊家焚香頂 祝即芝國王

亦深沐 鴻慈于不朽矣切皇

乾隆十一年閏三月十三日具呈琉球國存

留通事魏獻芝同年閏三月二十六日從

都堂衙門招則同阿口通事等進到彼衙

門聽事時 都堂教海防官謂予曰麻姑

山飄民遠地破船 每身苦楚如俟來年貢

皇上之至意殊對 國王其無禮不可勝言故

將修船隻送還 云我則跪曰 老爺等

貴論誠高厚之所盡也然我國王從古重

重荷蒙

皇恩之異寵萬一無酬由是平日懔懔不穩此

難夷多良間等僅為扁土蟻命者浮帆舟

特勞

天朝之臣民遠使入荒海之暗豈適我君心哉

殊海路有波濤之險風飄難料若于中洋

為風濤破船損命我等不啻蒙受天罪而

已恐垂動

皇上之仁氣 老爺等裁酌愚意當賜俟貢船

來到閩汎附搭歸國恩德而全中外受順

交之益 都堂一嘆而不語竟拜別歸館

*垂動=失うことの意

情を合わするを叩して懇す。

大老爺皇仁を仰體して下情を俯鑒すること懇、轉じて詳にするを賜りて、列憲の大老爺益々深き仁に難夷多良間等を沐せしめ(俾)んことを叩す。天朝の福庇を蒙りて始終息を全うし、以て生を故土に全うすることを得ば、特ならず多良間等四十人は家を擧げて香を焚きて祝を頂かん。即ち芝國の王も亦深く鴻慈に沐して朽ず。切に呈す。

乾隆十一年閏三月十三日、琉球國有留通事魏獻芝

同年閏三月二十六日、都堂衙門從り招く、則阿口通事等を同して

彼の衙門に進到し事を聴するの時、都堂教海防官予に謂いて曰く、麻姑山飄民遠地にて破船し、毎身苦楚す。如 年貢船の閩に來るを俟たんや。年月回去して且久し、斯るは皇上の至意に適せず、殊に國王に對し其無禮勝る可からざる言故、將に船隻を修して送還すべし云々。我則跪して曰く、老爺等の貴論誠に高厚之盡くる所也。然て我國王古より重荷を重ね皇恩之異寵を蒙りても萬に一も酬ゆる由無く、是平日懔懔として穩やかならず。此難夷多良間等は僅かに扁土の蟻命なる者にして帆舟を浮べて特に天朝の臣民を勞し遠く使して荒海之暗に入るは豈我君の心に適わん哉。殊に海路は波濤之險、風飄難料有り、若し中洋にて風濤の為破船し命を損わば、我等啻に蒙りて天罪を受くる而已ならず、皇上之仁氣を垂動せんことを恐る。

老爺等愚意を裁酌し、當に貢船來りて閩に到るを俟つことを賜ら

翌日布政司衙門海防衙門掌案等同阿
口通事等到館謂曰我等所願之訟已不

協念在掛號銀之不窮但推究其銀兩將

貳千捌百兩為使事必有及予曰即今出
貳千捌百兩決不可隋唯如貳百兩銀數

借人亦有調耶雖然如此願如有不達我

生無歸國之理公等宜察此事掌案曰此

事非吾等可決招集將軍衙門總督衙門

都堂衙門掌案須為商議遂招促彼掌案

等相為商議他掌案云念凡事在上司

之所料然使陸百兩為訟各官再具

*回：歸國のことか
*推却：いなむ、ことわる

*除外：あとの残りの
*懶悶：かなしみ
うらむさま

論旨之道有之耶我亦聽此語不忍推却竟許

其論即日陸百兩借於人調右銀數猶書呈文同掌案等過海防衙門請催內務相

公捧齋掛號銀參百兩並呈文^{*}除外參百兩分贈諸衙門執事相公及有苦勞掌案

伍人既而歸館奈何晝夜睡不着睡坐不

當座寢食共忘仰天憫悶肝膽似裂越五

月二十二日在布政司衙門海防衙門掌案來謂予曰訟事將達我等今承

老爺憲令行去諸州等處換告示來云我聽

其事如夢之初覺醉之竟醒因催阿口通事等往行諸衙門叩謝許訟之事從此罷修船送還之事焉同年八月十八日布政

ば、迅（迅の誤記か）く附搭、歸國せしむべく、恩、徳両を全うして中外順交之益を受く。

都堂、一嘆して語らず、竟に拜別して歸館す。翌日布政司衙門、海防衙門、掌案等阿口通事を同じして館に到り謂いて曰く、我等所願

之訟已に協わず、念うに掛號銀之不窮に在りと。但し推究するに其の銀兩將に貳千捌百兩使と為すべし。事必ず及ぶ有らん。予曰く即今貳千捌百兩を出すは決して隋う可からず。唯貳百兩如きの銀數は人に借り亦調ること有らん耶、然る如しと雖も此願達せざること有る如くば、我生きて歸國之理無からん。公等宜しく此事

を察すべしと。掌案曰く、此事吾案決す可き非ず。將軍衙門、總

督衙門、都堂衙門、掌案須く商談為して招促を遂ぐべしと。彼掌

案等他の掌案と商議相為して云ふ。念うに凡事上司之所料に在り、

然して陸百兩を訟の為に使し、各官に再び題を具して回を請わば

論旨之道之有らん耶と。我亦此語を聽き推却するに忍びず、竟に

其論を許す。即日、陸百兩を人に借り、右銀數を調べ、猶呈文を

書きて掌案等を同し海防衙門を過い、内務相公を請催して掛號銀

參百兩並呈文を捧齋し、除外の參百兩は諸衙門執事相公及苦勞有

りし掌案伍人に分け贈り、既にして歸館す。奈何せん晝夜睡せん

も睡に着かず、坐せんも座に當らず、寢食共に忘れて天を仰ぎて

憇悶し、肝膽裂くるに似たり。

越えて五月二十三日。布政司衙門、海防衙門に在る掌案來り、予に謂いて曰く、訟事將に我等に達す。今承るに老爺憲令は諸州に

司遣阿口通事馮西熊說報于飄民等從
皇上恩賜物件汝須率他飄民往行衙門恭謹
可拜受由是同通事等帶領飄民進到布
政司衙門各 大老爺列立紫微堂我詰

*北に向いて：皇帝の居
る北京に向つての意
*露臺：屋根のない所

香案前即向北謹行三跪九叩頭禮其時
難夷多良間等四十人禮畢之間在後俯
伏拜畢于其露臺謹受納

恩賜物件其物件如左

一、潮藍木綿布壹百陸拾疋

一、木綿粉花壹百陸拾疋

一、茶葉肆拾觔 一、糸烟肆拾觔

一、麥粉肆拾觔 一、生豬貳疋

一、生羊貳疋 一、老酒兩壠

乾隆十二年丁卯四月二十九日頭號船大通

事金鑑手登根里之子親雲上到閩因有眼

病承耳目官毛允仁仲松親雲上正議大夫

梁珍龜島親雲上令代為大通事勤諸衙門

公事並任修補船隻公務

一、木綿粉花 壹百陸拾疋

一、茶葉 肆拾觔

一、麥粉 肆拾觔

一、生羊貳疋

乾隆十二年丁卯四月二十九日頭號船大通事金鑑手登根里之子親雲

上、閩に到るに因りて、眼病有るを承り、耳目官毛允仁仲松親雲

上、正議大夫梁珍龜島親雲上は、大通事為して諸衙門に勤むるの

公事並びに船隻を修補を任せせる公務を代ら令む。

卯

四月廿九日

龜嶼親雲上

覺

行去し等處（當處の意か）に告示に換り来るべしと。我其事を聽
き、夢の初めて覺め、醉の竟に醒めたが如く。因に阿口通事等
を催して諸衙門に往行し、許訟之事を叩謝す。此に從り船を修し
て送還するの事は罷みぬ。

同年八月十八日、布政司阿口通事馮西熊を遣し、飄民等に説報し、
皇上從りの恩賜の物件は汝須く他の飄民を率いて衙門に往行し、
恭しく謹みて拜受すべしと。

これに由り通事等を同して飄民を帶領して、布政司衙門に進到す。
各大老爺紫微堂に列立し、我香案前に詣で即、北に向いて謹みて
三跪九叩頭の禮を行う。其時難夷多良間等四十人は禮畢之間後に
在りて俯伏し、拜畢りて其露臺にて（于）謹みて受領す。

恩賜の物件其物件左の如し

一、潮藍木綿布 壱百陸拾疋

一、木綿粉花 壴百陸拾疋

一、茶葉 肆拾觔

一、糸烟 肆拾觔

一、麥粉 肆拾觔

一、生羊貳疋

一、老酒 兩壠

一、茶葉 肆拾觔

一、糸烟 肆拾觔

一、麥粉 肆拾觔

一、生羊貳疋

乾隆十二年丁卯四月二十九日頭號船大通事金鑑手登根里之子親雲

上、閩に到るに因りて、眼病有るを承り、耳目官毛允仁仲松親雲

上、正議大夫梁珍龜島親雲上は、大通事為して諸衙門に勤むるの

*耳目乍：視察を掌る官

*正議大夫：役職名で
あるう

高嶺里之子親雲上

仲松親雲上

大通事手登根里之子親雲上眼病に付御船修補場勤め相達せざる由
断り申出で候故、新港詰即相勤め被る可く候以上

乾隆十二年丁卯八月初五日大通事金鑑手

登根里之子親雲上將為瞎眼再承耳目官

毛允仁仲松親雲上*正議大夫梁珍龜島親

雲上今自福建迄琉球官任大通事公務同

年十二月二十二日歸國

卯

四月廿九日

龜嶼親雲上

仲松親雲上

高嶺里之子親雲上

手登根里之子親雲上眼病快無之在船大
通事之勤不相達候付其方江即申渡候間
可被相勤候此段者琉球江茂御届申越
候以上

卯

八月五日

龜嶼親雲上

高嶺里之子親雲上

仲松親雲上

乾隆十二年丁卯八月初五日大通事金鑑手登根里之子親雲上將為瞎
眼たらんとすと再び承り、*耳目官毛允仁仲松親雲上、*正議大夫梁
珍龜島親雲上は、福建自り琉球迄の大通事公務を管(弊の誤記か)
任令しむ。同年十二月二十二日歸國。

手登根里之子親雲上眼病快之無く、在船大通事之勤相達せず候に
付其方江即申渡候故相勤め被る可く候。此段者琉球江茂御届申越
候以上。

卯

八月五日

龜嶼親雲上

仲松親雲上

(おくだいら しげお)